

入林禁止措置等の変更のお知らせ(報告様式)

森林管理(支)署名	変更の種類	変更対象林班等(市町村、地区、国有林名等)	当初計画	変更後	変更の理由	備考
上川北部 森林管理署	入林禁止解除 (前期間入林禁止の解除)	65、66、210、211、216、217林班 (上川郡下川町) (前珊瑚・然別部内国有林)	前期間入林禁止 平成26年10月25日 ～ 平成26年12月28日	可猟区域	事業終了のため	別添図面 下川地区1 下川地区2
	入林禁止解除 (前期間入林禁止の解除)	78～80林班 (上川郡下川町) (班溪部内国有林)	前期間入林禁止 平成26年10月25日 ～ 平成26年12月28日	可猟区域	事業終了のため	別添図面 下川地区3 下川地区4
	入林禁止解除 (前期間入林禁止の解除)	1019、1021、1028林班 (中川郡中川町) (共和部内国有林)	前期間入林禁止 平成26年10月25日 ～ 平成26年12月28日	可猟区域	事業終了のため	別添図面 佐久地区2
	入林禁止解除 (全期間入林禁止のうち前期間の解除)	1029林班 (中川郡中川町) (奥板谷部内国有林)	全期間入林禁止 平成26年10月25日 ～ 平成27年 3月31日	後期間入林禁止 平成27年1月4日 ～ 平成27年3月31日	事業変更のため	別添図面 佐久地区2

※ 訂正のお知らせ

下記の箇所につきましては、平成26年10月23日掲載の「入林禁止措置等の変更のお知らせ」の中で、後期間入林禁止の期間を『平成27年1月24日～平成27年3月31日』と記載していましたが、正しくは、後期間入林禁止の期間は、『平成27年1月4日～平成27年3月31日』の誤りでしたのでお知らせします。
なお、図面の訂正はなく添付しておりませんのでご承知下さい。

	入林禁止追加 (後期間入林禁止の追加)	41林班、71林班～73林班 (上川郡下川町) (奥珊瑚・前珊瑚部内国有林)	可猟区域	後期間入林禁止 平成27年1月 24日(誤) 平成27年1月4日(正) ～ 平成27年3月31日	事業変更のため	別添図面 下川地区1 下川地区2
	入林禁止追加 (後期間入林禁止の追加)	2094林班、2106林班 (士別市) (似峡・中天塩部内国有林)	可猟区域	後期間入林禁止 平成27年1月 24日(誤) 平成27年1月4日(正) ～ 平成27年3月31日	事業変更のため	別添図面 朝日地区2 朝日地区4